

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	教育部	文化財課	郷土芸能のあり方について	<p>矢沢地区で活動している矢沢地域民俗芸能保存団体には、県指定の無形民俗文化財の胡四王神楽、幸田神楽をはじめ15団体が加盟している。</p> <p>しかし、ここ数年新型コロナウイルス感染拡大に伴う、諸行事の中止等のため、活動の範囲が限られている。その中で胡四王神楽や幸田神楽はコロナ対策を取りながら伝承に努めている。一方、練習を含めた活動そのものが制約されている団体もあり、後継者を含め今後の伝承のあり方が問題化している状況にある。</p> <p>こういう中で、市として郷土芸能の伝承という観点からどのようなスタンスを取られ、対策としての考えを伺う。</p>	<p>ここ3年間は、芸術文化活動全般においてコロナの影響による様々な制約を受けており、民俗芸能についても例外ではなく、保存・伝承を考える上で、公演・発表の機会がなかったことに危機感を持っている。これは、花巻だけでなく、全国的な課題となっている。現在市の施設利用制限のレベルは1となっており、しっかりとした感染対策を講じた上であれば、制約なく練習や公演ができる状況になっている。こうした状況において、胡四王神楽や幸田神楽は伝承活動に積極的に取り組まれている事例であると思っている。</p> <p>市としても今年は市民の方々の関心を取り戻し、発表機会を確保して、以前のような状況に戻したいと考えており、感染対策を講じた上で、入場者数などの制限はあるが、文化庁からの支援を受けながら、市内の神楽協会や郷土芸能保存協議会の協力のもと、公演を実施している。</p> <p>7月3日にみちのく神楽大会、7月23日に倉沢人形歌舞伎公演、翌日の24日に花巻市郷土芸能鑑賞会、9月23日には矢沢の熊谷家において胡四王、幸田、土沢神楽による古民家で味わう神楽鑑賞会を開催しており、11月23日には青少年郷土芸能フェスティバルを実施する予定としている。</p> <p>少子高齢化の中で、伝承や活動の継続について、用具等の整備が課題となっているが、先に述べた5つの公演については全て無料で開催させていただくこととしている。また、国の補助金制度を活用し、今年度、市内団体に対しては鹿踊り保存会や山車保存会など希望のあった14団体に計2,600万円の補助を行っている。</p> <p>花巻市内には沢山の民俗芸能があり、各地区で伝承に取り組んでいただいている。矢沢地区には、県や市の指定文化財を含めた15団体が矢沢地域民俗芸能保存団体連絡協議会を組織していただいている。市内でこのような組織を作っているのは矢沢地区のみと認識している。</p> <p>やさわこども園、鳥保育園で取り組んでいる神楽(シシガク)、重音(きんらい)太鼓なども含めて、地域で大切にいただいている。例年11月の矢沢伝統芸能伝承大会の開催など、市内で最も積極的な取り組みを実施しているこの地域は、「地域の文化は地域で守る」ということを実行している先進事例と思っている。矢沢伝統芸能伝承大会については、昨年まで休止となっていたが、今年は開催の予定とすることで大変期待をしている。開催に際して、練習会場や感染防止対策など、不明な点や相談したいことがあれば文化財課に連絡いただきたい。市としても、非接触型検温器や消毒用品、スタッフの抗原検査キットも提供など、協力をしていきたい。また、会場については、先ほど矢沢小学校と中学校の校長先生とお会いし、学校の体育館も使用していいと話させていただいているので、会場が必要な場合にもぜひご相談いただきたい。</p> <p>市で行っている支援としては、指定された有形、無形文化財の所有者を対象に文化財や用具の修理に対する補助を行っている。従来は市の指定文化財のみ、経費の2分の1、上限50万円という支援であったが、現在は、国や県の指定文化財まで対象を拡大し、金額も最大200万円までとして補助事業を行っている。</p> <p>また、子どもたちへ民俗芸能、地域の文化財を知ってほしいということで、一昨年から市内小中学校へ民俗芸能団体を派遣する出前公演を実施しており、すでに何校か出前公演の実施が決まっている。矢沢小学校、矢沢中学校でも検討いただいている。先ほど、矢沢中学校から11月11日に中学生に胡四王神楽を見せたいという話があったので、ぜひご対応いただきたい。</p> <p>後継者育成などの課題解決に向けては、郷土芸能保存協議会が中心となって、どうしたら解決できるかということの手がかりを掴むための意見交換会や郷土芸能に詳しい講師を招いての研修を毎年実施している。これまでは伝統にこだわってそれぞれの団体、地域を超えての活動ということでは中々できなかったが、伝統にこだわらず、女性の方々も保存の一つの主力としたり、地域以外の方にも門戸を開いている例を紹介いただいた。北上市の成田でも神楽に取り組んでいるが、そこではスポーツ少年団として他地区からでも参加できる形で活動していたり、統合した大迫小学校では学校のクラブ活動として週1回さんさ踊りや神楽を練習している例もある。胡四王神楽のように子ども達の成果を発表する機会を積極的に設けている事例もあり、様々な事例について各団体で検討していただき、実施している団体もある。矢沢地区の組織作りや、胡四王神楽、幸田神楽を中心とした保存育成の取組については、先導的な取組であり、他の地区にも紹介していきたい。</p> <p>それ以外の郷土芸能団体でも、「物品について困っている」、「保存育成のシステムについての参考事例を知りたい」などがあれば、遠慮なく文化財課に相談いただきたい。</p>
2	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	教育部	文化財課	衣装に係る助成について	<p>集落に小さな神楽団体があるが、新しく入った方々から、着物を作りたいので助成がないかとの相談があった。</p> <p>昔は、生地を買って母親に作ってもらっていたが、今は作れる人がおらず、お金がかかってしまう。</p>	<p>衣装についても文化財課に相談していただきたい。全てに対応することはできないかもしれないが、新しい支援のシステムもあるので相談いただきたい。</p> <p>今、少子化が進んでいる状況であり、郷土芸能が盛んな大迫でも昨年度の出生数は10人、東和町でも20人を切っている状況である。そうした状況において、個々にそれぞれの地域で取り組んでいくのは非常に難しいと思っている。地域のことは地域で守るということももちろん大事なことではあるが、他地区の方でもやりたい人がいれば門戸を開いたり、地域の子供会組織などで継続して取り組む、団体を統合するなど考える必要があるのではないかと思う。</p> <p>市としては、郷土芸能に今後も継続して取り組んでいただけるよう、サポートしていきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
3	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	農林部	農政課	農業問題について	<p>様々な世界的なリスクがある中で、日本における食料自給率が問題となっている。</p> <p>矢沢地区は農業が主産業であり後継者難が大きな問題となっている。</p> <p>今農業を取り巻く状況として、国等の農業への助成金等はどうなっているのか。</p> <p>大規模化への転換、スマート農業への転換への対応はどうなっているのか。</p> <p>いずれにしても農業後継者育成についての考えを伺いたい。</p> <p>また、昨今物価高により、農業資材が以上に値上がりしている。このままでは農業経営の危機になるのではと思う。来春の分の肥料は1袋あたり倍以上に値上がりする状況になっているので、生産意欲の減退を防ぎ、安心して営農ができるような対策がほしいと思う。</p>	<p>【農林部長】</p> <p>国では、令和4年度より「新規就農者育成総合対策」として、新規就農者向けの支援事業を実施している。事業内容としては、49歳以下の方を対象に新規就農者や研修期間中の生活支援を目的として最長3年間、1人あたり年間150万円、夫婦の場合には225万円を交付する「経営開始資金」事業に加え、令和4年度からは就農当初の機械や設備の初期投資を対象に補助対象事業費の上限を1,000万円とし、国が2分の1、県が4分の1を支援し、農業者の負担は実質4分の1となる「経営発展支援事業」が創設された。</p> <p>これら事業について、「経営開始資金」事業においては、平成24年度から令和3年度までに、41経営体50人の方が本事業を利用し、令和4年度には7経営体9人が新規対象者として本事業の利用を開始する予定となっている。令和4年度の予算としては、「経営開始資金」事業で、2,887万5千円を、「経営発展支援事業」は3経営体が利用を予定しており、1,500万円を予算措置している。</p> <p>また、市の単独事業として実施している「花巻市新規就農者支援事業」では、年齢にかかわらず、市内に住所を有する者で新たに農業経営を開始する農業者を対象として上限を80万円、交付を1回限りとする就農に必要な農業用機械・資材費等の導入に対する初期費用補助や、年額上限を5万円、交付期間を最長5年間とする土地賃借料に対して補助しているほか、「花巻市農業研修支援事業」では、農業研修期間中の研修生に対して、月額2万円、交付期間を最長2年間とする家賃補助や、研修生を受け入れる農家に対して、月額5万円、最長2年間の研修生受入補助を実施している。令和4年度においては、「花巻市新規就農者支援事業」で654万8千円を、「花巻市農業研修支援事業」では291万円を予算措置している。</p> <p>このほか、全国農業会議所では、農業法人などが新たに就農希望者を雇用する際に、法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」事業を実施している。</p> <p>これらの補助事業のほかに、市では、県や農協などの関係機関と協力して、新たに農業を始めたいと考えている方々からの相談を受ける「ワンストップ就農相談窓口」を開設し、月に1回実施している。ワンストップ就農相談窓口では、先に説明した各種事業の相談を承っているが、相談窓口に来られない場合には農政課に直接ご相談いただきたい。</p> <p>次に大規模化について、平成11年に花巻農業協同組合と市が一体となり、農業者の高齢化や離農が進む中で農業・農地を維持し、将来の担い手の確保や農地集積を目的に各農家組合ごとに「集落営農振興計画」を策定した以降、国の「経営所得安定対策」の対象に集落営農組織が加わったこともあり、市として法人化や組織化を支援してきた(法人を含む集落営農型の組織は、令和3年度末現在75)。</p> <p>現在は、更なる高齢化に伴う離農の増加により、農地中間管理機構を利用し法人や集落営農組織等が離農者の作付していた農地の受け手となるケースが多く、結果として大規模化が益々進んでいる。このように年数が経過し農地をめぐる状況が変化していることから、農作業の効率を上げるために、法人間による農地集約化(農地交換)にも取り組んでいく必要があり、現在抱えている懸念事項や将来へ向けての考え方を法人同士で情報交換する場を設け、市や関係機関も同席しながら話し合いを進めていく予定としている(令和3年度は湯本で実施)。</p> <p>スマート農業については、担い手不足が深刻な状況において農作業の省力化・軽労化につながる数少ない明るい話題として他地域に先駆けて取り組んでいる。平成28、29年にRTK-GPS基地局を設置し、スマート農業を導入できる環境を整備したことを皮切りに、国の事業に加え平成29年度から市単独事業の「花巻市農業用ロボット技術・ICT機器導入支援事業」を新たに設け、スマート農業機器の購入経費・ドローンのオペレーター教習の費用を助成しており、令和3年度においては29経営体に対して6,784,000円を支援し、国の事業も合わせ、令和3年度末現在で延べ142経営体に約8,215万円を支援しており、今年度におきましても21,782,000円の予算を確保してスマート農業の普及拡大に積極的に取り組んでいる。</p> <p>そのほか、市長が本部長となり市や花巻農業協同組合、岩手県中部農業改良普及センター等で構成する花巻市農業振興対策本部では、スマート農業の有効性を周知すべく、平成29年度よりスマート農業の実証事業等を実施しており、市では実証事業等に対する負担金として累計で約497万円を負担している。</p> <p>事業の内容としては、令和3年度において中山間地域におけるインターネットを活用した自動操舵システム導入実証や実演会、小妻のスマート農業技術の導入による作業の軽減に向けた実証事業等を実施し、今年度においては、中山間地域における自動操舵システムの実演会や、スマート農業技術を活用した水管理・草刈りの実演会を開催するなど、更なる普及へ向けて取り組んでいる状況である。</p> <p>肥料の高騰については、国でも支援をする予定としており、今年の秋肥から来年の春肥までを対象とし、掛かり増し経費の7割を支援するものである。市ではそれに加えて、購入価格の5%を補助する予定としており、国の補助と併せると掛かり増し経費の約8割分になると試算をしている。</p> <p>また、11月から冬場に油を焚いてシイタケや花を生産する方がいることから、それに対する支援も考えている。国では、事業を申請すると積立金を払って事業をすることになるが、積立金の単価に購入数量を掛け、その2分の1を補助することとしており、申請は締め切られているが、市内では2件の申請を行っている。さらに、県では施設の保温性を高めるための資材や暖房機のメンテナンスに支援する事業を組んでいる。市では、燃油の価格高騰分について、シイタケの生産農家と切り花、鉢花の生産農家を対象に、灯油の場合1tあたり10円を支援することとしている。</p> <p>畜産農家に対しては、粗飼料の高騰分について、輸入粗飼料は1トン当たり1万円、国産粗飼料は1トン当たり1千円、配合飼料は1トン当たり1千円を補助する予定としており、9月議会で補正予算を認めていただいたため、4月に遡ってこの事業を実施したいと考えている。</p> <p>今般の水田活用の直接支払い交付金の関係で、播種しない場合の牧草の交付金単価が3万5千円から1万円に下がるということで、播種した場合と播種しない場合の経費を試算し、差額の一部として、10a当たり5,000円を補助する予定としている。</p> <p>【市長】</p> <p>奥州市でも補助等はしているが、花巻市が一番取り組んでいると思う。北上市は花巻農業組合の管轄する地域であるため、花巻農業協同組合から北上市に働きかけて、支援をすることを決めたとのことであった。</p> <p>市としては、十分でないところもあるかと思うが、9月議会で補正予算も承認いただいているので、しっかり対応していきたい。</p> <p>今の状況として、原油の価格は下がってきており、一時期ほど極端に値上がりしているという状況ではない。新聞などの情報を見ていると、資源の値上がりは少し落ち着いてきているように思っており、今後も上がり続けるということはないと期待しているが、支援が必要な場合には、さらに考えていく必要がある。</p> <p>農協の概算金について、他の農協では1,000円しか上げていないところ、花巻農協では1,200円上げている。これについては、花巻農協で補助金を出すよりも米の値段を上げる方がいいと考えて動いたものであり、とても評価している。</p> <p>このように、市や農協で様々な支援をしているが、将来的に経営が厳しくなる場合には、改めて考えていかなければいけない。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
4	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	農林部	農政課	水田活用の直接支払交付金の見直しについて	農業の再生産に関して、どこの農業法人でも減反政策に取り組んでおり、減反に対しての転作の助成をあてにして法人の運営をしている。その中で、国の政策として一方的に発表された5年間水張りをしなければ交付金の対象としないことが大きな問題となっている。農業団体等からの要望等が出ているかと思うが、県などと連携しながら対応してほしい。	このことについては、市としても大きな問題と捉えており、花巻市では県の市長会を通して提案をしている。また東北市長会では山形でも同じような提案がされており、5年間水張りを受けない水田を交付金の対象外にすることはとんでもない声も上がっている。5月に農水省本省の室長がいらして、農業者と話をした際にも伝えていた。財務大臣や与党の幹事長代行にも話をしており、同じように問題意識を持っており、東北地方では反対の声が強いことも理解している。さらに、本件は要望活動の中でも取り上げており、農水省にも伝えている。野菜であれば転作しても何とか食べていけるかもしれないが、大豆や小麦については、土壌の改良が必要であり、その費用まで農家が負担すると赤字になってしまふ。過日面談した仙台の農政局長には、米の生産をやめて野菜や果樹を作る場合、人手がかかり、たくさん栽培することはできないため、転作を進めるためには機械化できる大豆や小麦への転作を進める必要があると話しており、市としては、大豆や小麦に転作した場合に赤字になるようであれば転作はできないため、しっかりと利益が上がるようにしてもらわないと困ると伝えている。一方で、農水省は食料自給率を気にしており、その観点から農地の維持が重要と考えている。そのような考えは全くその通りと考えているが、花巻市の場合、水田面積が12500ヘクタール程度、その内食用米の生産を行っている面積が6000ヘクタールである場合に水田以外の活用がふさわしい土地のごく一部を水田以外の用途に活用することは認められてよいのではないかと考えている。例えば、インターチェンジの近くにも水田が多くあり、そういった場所は農振除外をし、工業団地として使いたいと話しているが、認められない。農政局長に話をした際には、過去に全国で工業団地を整備するという話で農振除外をしたことがあるが、結果的に整備されず荒地地となった事例があることから、市町村が工業団地を造るために農振除外をすることは認めていないとのことだった。円安が進んだり、あるいは海外の供給者をサプライチェーンに入れることの危険性が認識されている中で国内における工業立地の必要性が認識されており、過去の考えのままでいることはいかかものかとは思っている。また、圃場整備に関して、中間管理機構を使うと農業者の負担がないという話をしたが、水田活用の直接支払交付金の見直しは圃場整備をした農地の使い方にも関わってくる。例えば、水田として圃場整備したものの、その後転作作物を作ることとした場合、農水省が言うように5年間に上畑作をする場合に水田として扱わないのであれば、土地改良区に経常賦課金を払う必要はないという話になりかねない。この問題は、水田の担当部署だけの話でなく、農水省全体として農業をどうしていくかという話である。農政局長は5年たって水田に戻さないのであれば、交付金を誤って取得したということになるため、その分について会計検査員が指摘をし、場合によっては市に返還を求める可能性があるとのことであったが、市としては米の生産過剰にならないよう国の政策に協力してきたものであり交付金の返還云々ということはおかしいのではないかと考えている。転作をした場合でも農業者が生活できる状態にしないといけないということ、土地改良区も含めて農業者が事業をできるようにしないといけないということについて、一生涯懸命動いているところである。
5	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	建設部	道路課	側溝の整備について	昭和40年代に造られた多くの幹線道路は、一部コンクリートの側溝があっても、側溝のない道路が多くあるように思う。平良木橋近くの道路のカーブ部分は、先がコンクリート側溝となっており蓋があるが、その手前で路肩が崩れてなくなっており、道路の反対側は崖でガードレールになっているため、道幅が狭く、土側溝に落ちたりガードレールにぶつかるといったことが発生している。該当箇所にて約20メートルのコンクリート側溝を入れて蓋をすれば解決する問題だが、担当課では、元々あるものが破損した場合は修繕で対応するが、ないものを設置するのは新規事業になるため実現は難しいとのことだった。また、道路周辺の草刈は大部分を地域住民が行っているが、土側溝だと刈るのに苦労しており、高齢化が進行する中で今後継続して対応できるか分からない。市内の幹線道路にはまだ多くの土側溝があると思われるので、調査を行い、順次改善を図っていただきたい。さらに、交通量の多い道路については、路肩部分に碎石を入れて舗装することで拡幅できる箇所もあると思われる。	市道の整備について、トラックなどがあまり通らない区間については、上にアスファルトを敷くだけの簡易舗装をすることとして市のお金のみを使って事業を実施している。交通量の多い通りなどでしっかりとした道路を作ることについては、市のお金だけで行うことはできないため、半分ほどを国から補助金をいただいている。今年は国からの補助金として維持費も併せて25億円ほどいただいているが、この金額はここ数年増えてきている。今年は各コミュニティ会議等から新たに合計80箇所ほどの要望をいただいているが、全てに対応することはできない。年間に整備する箇所は増えてきており、以前は年間10箇所ほどの整備だったところ、去年、今年は30箇所近く整備している。全てをやることはできないが、整備のペースは上がっているため、具体的な場所をお伝えいただき、コミュニティ会議の中で順番を決めていただきたい。土側溝の整備についても、金額が安く、国の補助なしでもできる可能性のあるものであれば、担当にお伝えいただきたい。道路整備の簡易舗装と同じ考えで、できる可能性もある。本来側溝の整備はお金がかかるものであり、中山間地をはじめ要望件数が多いものである。国の補助金をお金をもらってやっているとところもあり、国の補助金がなければできないのか、もしくは数十万円程度で市の予算だけで整備できるのかによっても対応が違ってくる可能性があるため、担当課と話し合いをしていただきたい。
6	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	建設部	道路課	災害時の崖崩れについて	山間地の道路には法面が多くあり、平良木地内では豪雨のたびに崖崩れが起きている。大雨が降った際に側溝が雨水を飲みきれない箇所や、排水溝の位置が悪い箇所があること、管理が悪く落ち葉等が詰まっていることが原因と考えられる。以前の大雨の際には、中野橋から高木団地に行く途中の法面が崩れたこともあったが、いずれも事前に排水対策を講じれば防げた事案と思っており、事前に対策を講じた方が結果的に費用が安く済むことと思うので、調査を行い、対策をお願いしたい。	土砂災害について、8月11日から14日の豪雨で3億円の補修が必要になっており、9月議会において補正予算を計上し、修繕することとしている。高松地区の場所が修繕の対象になっているかは、この場では分かりかねるが、建設部で被害を把握している箇所であれば修繕の対象となっている可能性はある。補修については、国から補助が出るものではなく、全て市の負担で行わなければならない。市は560億円ほど一般会計があるが、市税は114億円にとどまっております、それをどうやり繰りするかを考えながら事業を執行している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
7	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	建設部	都市政策課	循環バスのルート見直しについて	高木地区には銀河モールや薬王堂等ができており、住宅も整備されている。 市内では循環バスが運行しているが、朝日橋や朝日大橋を渡って高木地区にも来ていただきたいと思っており、見直しをしていただきたい。	街中を走っている循環バスは短い距離、短い時間で移動できることに利便性を感じて利用されているものである。高木だけでなく、花南や花北、花西などでも自分たちの地域にも来てほしいと言われているが、各地区を回るようにしてしまつと、今の利便性が失われるという問題がある。また、県交通の路線とぶつかるところには出すことができない。 岩手県交通については、各路線ごとの補助金を出していても、県交通全体として赤字となっており、昨年は7億の経常収支赤字で、補助金を受けて3億5千万円の赤字となった。今年は5億の経常収支赤字で、補助金が入って2億5千万円の赤字となっており、県交通は個人企業なのでそのまま潰れてしまう可能性がある。土沢線についても維持する必要があると考えており、JR和地域からは花巻の街中まで予約乗合バスを出してほしいという声もあるが、そういうことをしていると県交通のバス路線がなくなってしまう可能性がある。JR釜石線も利用者数が少なくなると維持できなくなる可能性もあり、全体を考えて事業を行う必要がある。 岩手県交通では高木団地の路線について、ルートの変更をするが路線自体は維持することとしており、それについては大事にしていなければならない。その上で、将来的に路線がなくなる場合には予約乗合バスの運行なども考えなければいけない。 現在の公共交通に関する計画期間は残り2年ほどとなっており、新しい市全体の公共交通をどうするかということについて検討を始めているところである。県交通や釜石線の状況を考えて上で、何ができるかを検討する必要があるが、循環バスのルートに高木地区を加えることは難しいと思うが、今後どういう形で公共交通を守っていくか、住民の意見も聞いたうえで計画を作っていくたい。
8	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農政課	水田活用の直接支払交付金の見直しについて	国では、5年間に1度も水稲を作付しない農地については交付金の対象としない方針とのことだが、新堀地区では、畜産農家は牧草を作付し、野菜や花きを栽培している農家は、ハウスの設置や土づくりをするなど、畑地化のうえに良好な栽培に取り組んでいる。従って、それらを水稲作付田に転換することは非常に困難であり、また代替地のことも憂慮される。せっかく国の指導で意欲をもって農業に取り組んでいるときに、また、逆戻りをさせるような方針は見直しをしていただきたい。	本年4月に行われた「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、花巻市としても、大変重要な問題であると認識しており、花巻農協や市内土地改良区、生産者等と協議を重ね、市長会や県、県選出国会議員などにも働きかけながら、様々な機会を通じて国に対する要望活動等を行っている。 本年4月16日には、国に対し、水田活用の直接支払交付金による支援をこれまでと同じ水準で今後も継続するとともに「今後5年間に一度も米の作付を行わない農地は交付対象としない方針」や「当年度に播種(はしゆ)を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」の撤回を求める内容で要望書を提出した。 その後、5月25日には、農林水産省本省と花巻市との意見交換会を行い、その中で、水田活用の直接支払交付金の見直しにより、小麦や大豆、野菜や花きなど、長年排水対策を行って転作に協力してきた圃場では、5年に一度の水張りには困難であり、経営が成り立たなくなる可能性があること、全国に先駆けて組織化した「集落営農組織が崩壊となる可能性があること」、中山間地域をはじめとして「耕作放棄地の増加が懸念されること」、多年生牧草の助成単価の減額により「自給飼料の確保が危惧されること」を伝えたところである。 その後、6月1日に開催された、県選出国会議員と岩手県市長会との行政懇談会においても、今回の見直しが「花巻市の現状には合っていないこと」、「食料自給を確保するために農地を守るという方針に逆行していること」等を伝えている。 また、今回の見直しについては、農業者の意見を聴くことが重要であると判断し、市や花巻農業協同組合等で構成する花巻市農業推進協議会が主催となり、6月23日に市内農業法人や市内土地改良区の方々にお集まりいただき、意見交換会を開催した。 この意見交換会には、盛岡に駐在している農林水産省東北農政局岩手県拠点の方々にも同席いただき、意見を伝えたところである。 園芸品目に取り組む農業法人の方からは、「昭和46年に始まった減反政策以後、園芸品目に力を入れ、長年にわたって園芸生産に適した土づくりを行ってきた圃場に、5年に一度水を張って水稲を作付するというのは、現実的に非常に厳しい条件だ」という声もいただいている。 農林水産省では、本年7月末を集約期限として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田にかかる現場の課題の把握・検証を行っており、当市としても、これまでにあげられた課題を集約した内容を、7月20日に岩手県を通じて農林水産省へ提出している。 加えて、8月5日には東北農政局へ、8月24日には農林水産省へ、これまでの花巻農業協同組合や市内土地改良区、農業法人等関係団体の意見を踏まえた要望書を提出し、特に東北農政局とは、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、時間をかけて意見交換を行ったところである。さらに、9月16日には立憲民主党岩手県総支部連合会へ、9月26日には自由民主党岩手県支部連合会へ要望したところである。 野村農林水産大臣は、今後5年間一度も水張りをしない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象から外す方針については、「現場に不満の声が残っていることは聞いているので、生産者の理解を得ながら、プロックローテーションや畑地化を進めるための具体的な検討は、丁寧に進めていきたい」と発言されていることから、農林水産省が、生産者に対する支援を何も検討しないまま、現在の方針をそのまま実施することはないのかと期待しているところである。 今後5年間一度も水張りをしない農地は、畑地化しているとみなし、水田活用の直接支払交付金の交付対象から外す場合においては、そのような農地を活用する生産者の経営が成り立たなくなるとの不安があるだけでなく、畑地化された場合においては、土地改良区が水田に一律に課している賦課金の徴収を継続する根拠がなくなるとの見方も出てくる可能性があるなど、単に水田活用の直接支払交付金の交付を受けていた農業者にとどまらず、農業政策全般に影響を及ぼす可能性がある。 このことを踏まえて、市としては、今後ともあらゆる機会を通じ、転作物の生産が主食用米の生産と比べ、経済的に不利にならないよう、水田活用の直接支払交付金と同じ水準となる畑作物に対する新たな支援を構築するとともに、「令和4年度に播種(はしゆ)を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」については、その実施について検討し、農業関係者とも協力しながら、食料自給に必要な農地維持および農業の維持につながる全体の政策の中で、市内の農業の実情を踏まえた恒久的な施策を講じるよう、国に対して粘り強く働きかけていきたいと考えている。 なお、市では、多年生牧草への助成単価減額による農業者への影響を緩和するため、令和4年2月臨時議会の補正予算において、「水田作付転換等生産資材費支援事業」の1つとして、当年播種(はしゆ)を行わない牧草を生産する際の除草剤や肥料の購入経費に対し、10アールあたり2,500円の支援を行う内容で1,534万8,000円、さらに、先の市議会9月定例会で、当年度において、播種(はしゆ)を行った場合と行わない場合の10アールあたりの生産コストを比較し、その差額の3分の1相当にあたる10アールあたり5,000円の支援を行う「水田活用永年生牧草支援事業費補助金」、事業費3,116万5千円の補正予算を承認いただいている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
9	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農政課	水田活用の直接支払交付金の見直しについて	農林部長から大変心強い回答を頂いた。新堀地区の宝陽病院西側や井戸向橋周辺では、昭和54年頃に農協職員が中心となって、水域を止めて転作団地が作られており、野菜や牧草の生産が定着している。これをまた水田に戻すとなると、大変な資金が必要となるほか、せっかく定着してきた農業経営が壊されることになるので、制度の見直しを実現するようお願いしたい。	コメントなし
10	R4.9.30	市政懇談会	新堀	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の対応について	新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応は、あらゆる関係機関、国民、県民、市民がそれぞれ懸命に取り組んでいるが、第7波にあたり感染者は増える一方である。花巻市でもいろいろと対策を講じているようだが、感染者を増やさないために、今一度、市としての独自の対策、そして一般の私たちでもできるような新たな対策を模索、検討するべきではないかと考えるがいかがか。	<p>【健康福祉部長】</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、7月以降、第7波と呼ばれる感染拡大が全国的に続き、当市においても、8月21日には1日当たりの感染者数が310人、岩手県全体で2,017人、中部保健所管内では668人といずれも過去最高となる感染者数の公表となった。</p> <p>9月に入ってからは全国的にも感染者数は減少傾向にあり、当市においても、1週間前の9月23日には1日当たりの感染者数が33人、岩手県全体では375人となっており、その後も市では30人前後、県内では400人前後の発生となっている。</p> <p>(参考：9月24日市28人・県358人、25日市35人・県368人、26日市18人、県395人、27日県420人、28日県401人)</p> <p>このように、1か月前と比較すると市、県とも新規感染者数は大幅に減少しているが、日によっては前日からの増加がみられたり、前の週の同じ曜日の発生者数を上回る日も出てきており、引き続き感染防止に注意していく必要がある。</p> <p>なお、9月27日発表分から、国の感染者の全数届出が全国一律に見直され、高齢者や基礎疾患など、医療機関が保健所に発生届出をする人が限定され、発生届出をする人以外は、年代別の人数のみを県において把握している。</p> <p>この場合、届出をする医療機関の管轄の保健所ごとの集計となるので、例えば、花巻市民であっても、紫波町の医療機関を受診して感染が確認されると、中部保健所ではなく県央保健所での感染者と集計されることとなり、岩手県では居住する市町村別の公表ができなくなったため、市としての発表も取りやめているのでご了承いただきたい。</p> <p>感染対策については、8月に感染者数が過去最高となった際に、岩手県中部保健所および花巻市医師会の先生方にご意見をお聞きしたところ、感染防止に必要なことは、手指消毒や正しいマスクの着用、こまめな換気などの「基本的な感染対策の徹底」であり、さらに、ワクチン接種を進めること、とのご助言・ご指導をいただいた。</p> <p>市としては、このようなご助言・ご指導に基づき、感染防止に効果が認められる基本的感染対策の徹底や、まだ接種されていない方々へのワクチン接種について、引き続き呼びかけていく。</p> <p>特に、このたび国の通知により、小児(5～11歳)への3回目接種と、初回接種(2回目接種)を終了した12歳以上の全ての方へのオミクロン株対応のワクチン接種が実施されることとなったことから、ワクチン接種についてご理解いただき、冬に向かい、インフルエンザとの同時流行を防止するためにも年内に、多くの方に接種していただけるよう準備を進めている。10月上旬から対象者に接種券を送り、その後予約できる方から順次予約案内を送るので、ぜひ接種していただきたい。</p> <p>【市長】</p> <p>今はワクチン接種済の方でも感染している。しかし、オミクロン株に対しても、前のワクチンでも感染予防の一定の効果はあるという専門家も多い。子どもへの接種も、小児学会では以前は推奨していなかったが、今は推奨しており、副反応等の関係で接種が難しいということがなければ、接種していただいた方が安全を確保できると思う。特に高齢者の方は、重篤化を防ぐことは間違いないようなので接種して頂きたい。</p> <p>市では、9月26日から予約してワクチン接種する方はオミクロン株対応のワクチンとなるので、前のワクチンよりも更に効果が期待できると思っている。ただし、課題が2つあり、一つはそのワクチンが現在流行しているBA5ではなく、BA1に対応するワクチンということである。もう一つは、現在の国の基準では、前のワクチンを接種してから5カ月経過しないとオミクロン株対応ワクチンの接種ができないことである。</p> <p>国ではその5カ月という基準の見直しを検討しており、場合によってはもう少し早く接種することが可能となる。インフルエンザとコロナが同時に流行するのは避けたいので、基準が変わり早く接種することができるようになった場合は接種することを検討していただきたい。</p> <p>BA5に対応するワクチンも開発中ではあるが、重篤化を防ぐために、BA1対応ワクチンでも機会があれば接種していただきたい。</p> <p>花巻市医師会はワクチン接種に非常に協力的であり、集団接種も積極的に動いていただいているので、順調に進む体制は出来ている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
11	R4.9.30	市政懇談会	新堀	総合政策部	防災危機管理課	洪水等大きな災害時における避難場所について	1000年に一度の水害を想定し、新堀地区の避難場所について、市の防災危機管理課では苦慮しているが、新堀地区には避難できる大きな公共施設がないため、民間や地域の施設も活用せざるを得ない状況である。 従って、まず将来構想として、新堀地区民が避難でき、多目的にも利用できる防災施設の設置、また、震災は別として、水害時において、民間施設や地域の集会所の活用ができるように市の方針に組み入れていただきたい。	新堀地区の洪水時の指定緊急避難場所等の指定については、平成28年6月に新堀振興センターと新堀小学校の敷地が北上川の1000年に1度の確率の洪水浸水想定区域に指定されたことを受け、「戸塚森森林公園管理棟」を指定緊急避難場所に指定したが、令和元年の台風による倒木で避難に支障があったことから、新堀地区と協議のうえ「石鳥谷東部土地改良区(収容25名)」に変更し、改良区の収容人数は約25人と少ないことから、八重畑地域の了解をいただき洪水時は「八重畑小学校」へも避難できることとした。しかし、令和4年2月に八重畑小学校が稗貫川の1000年に1度の確率の洪水浸水区域に含まれ使用できなくなったことから、新たな指定緊急避難場所の設置について、地域と協議をしてきたところである。 地元との協議は、本年6月28日と8月5日の2回開催したところである。市から新たに指定緊急避難場として「盛岡南ゴルフ倶楽部(200名程度・人数は精査中)」を、駐車場避難場所として「戸塚森森林公園駐車場」を追加することを提案し、参加者から了解を得たところであり、「石鳥谷東部土地改良区」で避難者を収容しきれない場合に、盛岡南ゴルフ倶楽部を開設することを想定している。盛岡南ゴルフ倶楽部からは、前向きに検討するとの回答をいただいております。今後、避難場所として使用する場合の条件(社員の出勤、光熱水費、汚損時の清掃代等)の詳細について協議を行うこととしている。なお、避難に支障が出ないよう、部分的に道路整備等も行うことを想定している。 また、戸塚森森林公園管理棟については、駐車場避難をした人の便施設として開放することは可能であるが、市職員の配置はできないため、開錠と運営は自主防災組織に担ってもらいたいと考えている。 将来構想に防災施設の設置を組み入れることについては、ゴルフ場を新たに指定緊急避難場所に指定した場合は、改良区と合わせ225名以上の避難者の受け入れが可能となることから、市としては、新たな避難所施設を建設するのではなく、民間事業者との協力により、既存施設を活用して安全を確保することを進めてまいりたいと考えている。
12	R4.9.30	市政懇談会	新堀	建設部	道路課	北上川の堤防整備について	平成19年に北上川が氾濫した際に、北上川の西側のみ堤防が整備されたことにより新堀側に被害が拡大する状況を作ってしまったと思う。 片側終わったからそれで終わりではなく、長期的な発想で考えてもらいたい。	国交省では、平成30年代の前半に新堀地区と八重畑地区の堤防を整備する方針であったが、西日本の津波等に対する対応や紫波町の堤防整備に係る用地交渉の遅れなどから、平成30年代前半での整備が困難となった。その間、樹木の伐採や河道掘削は実施していただいているが、堤防については遅れている状況が続いている。 その中で、国交省から輪中堤防を整備するという提案があり、地域に説明したところ了承されたものと伺っている。 今年になって国交省は、この輪中堤防についての予備設計に入っており、少し進んでいるが、予備設計した後すぐに堤防整備が実施されるものではなく、財務省の承認も必要ことから、市では財務省にも働きかけている。 国交省では、田畑だけでなく多くの人家に被害が出ている地域の整備を優先して行っているということであり、新堀地区においては被害のほとんどは田圃という状況である。市としては、国が定めた120年に1度の洪水があった場合、新堀・八重畑地区で浸水区域内に住む住民が1,300人いるため、整備を進めるよう国に対して強く要望しており、国交省では理解を示していただいている。その上で、市としても努力しているという姿勢を見せるため、現在協議している指定緊急避難場所の整備や、そこに至るまでの道路整備等の検討を進めており、市としてできることをやりながら、堤防整備を予算化していただけるよう、国交省や財務省に働きかけている状況である。
13	R4.9.30	市政懇談会	新堀	総合政策部	防災危機管理課	洪水等大きな災害時における避難場所について	盛岡南ゴルフ場を指定緊急避難場所とすることについて、1000年に一度の雨だと大迫街道からゴルフ場に入る道は、堤や八幡(やわた)川が決壊して上れなくなり、戸塚方面は倒木や新堀堰の氾濫により通れなくなる。駐車場を避難場所とするならば、お寺の方の高台がいいと思う。	お寺の方へのルートは、現在県や国から示されている浸水シミュレーションによると、そちらのルートの方が道路が水没するようになっており、お寺への避難は難しいと判断している。倒木等の対処は必要だと思うが、道路の浸水はないというシミュレーションの結果から、盛岡南ゴルフ場を指定緊急避難場所とする方向で検討している。
14	R4.9.30	市政懇談会	新堀	総合政策部	防災危機管理課	洪水等大きな災害時における避難場所について	様々な状況はあるが、新堀地区の避難所は盛岡南ゴルフ場や戸塚森森林公園駐車場かと思うので、できれば早く市の方針を確定させて頂いて、その方向で住民が動いていけるような方法をとって頂きたい。 どの施設でも人数の制限はあるので、小さな民間の施設でも、避難できる場所は活用するという方針も大切なのではないかと思います。	例えば民家であっても、より安全な場所に逃げるというのは大切である。事前に自主防災組織等で話し合っ、災害の状況によって避難する場所や方法などの計画を作成していただくことも必要である。 また、盛岡南ゴルフ場だけではなく、例えば自治公民館なども含めて、少し整備すれば使える施設があれば、それは検討していただく余地はあると思う。ただし、その場合には市の職員をその場所へ派遣することは難しいので、自主防災組織や行政区等で管理していただくことになる。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
15	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農村林務課	有害鳥獣に対する対策について	シカやクマ、タヌキ、テン、ハクビシン等の有害鳥獣が増え、作物を食害したり、踏み倒したりしており、また、家の屋根裏に入って巣を作ることもある。クマの被害においては、昨年、農作物のみならず、人間にも危害を加えており、このような被害は年々増えている。川西方面ではイノシシの被害もあるようだが、今後、新堀地区でも被害が及ぶのではないかと心配である。これら有害鳥獣の被害を防ぐ有効な対策を指導願いたい。	<p>市では有害鳥獣対策につきましては、捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考えている。</p> <p>捕獲の取組につきましては、花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定め、ニホンジカについてはこれまで825頭だったところを令和3年度に1,040頭に、イノシシについてはこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するため通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化しているほか、イノシシ捕獲用箱わなの設置、ハクビシンなどの小動物用捕獲わなの貸し出しなども行っている。</p> <p>そのほか、捕獲対策として花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。イノシシについては捕獲に関する国の交付金が、1頭当たりの単価が成獣は7千円で幼獣が千円であり、令和4年度の市に交付される枠は69万4千円、交付枠の内訳は成獣64万4千円(92頭×7千円/頭)、幼獣5万円(50頭×千円/頭)である。更に、市では捕獲したニホンジカ1頭当たり8千円が交付される国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について市単独で国と同額の8千円を補助するとともに、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、令和3年度に嵩上げの額をニホンジカ1頭当たり5千円から6千円、イノシシ1頭当たり6千円から7千円に増額し、イノシシ、ニホンジカとも1頭当たり国・市あわせて1万4千円交付し、害獣捕獲の実施体制を強化した結果、捕獲実績がニホンジカは令和2年度が1,160頭であったところ令和3年度は1,612頭、イノシシは令和2年度が50頭(成獣48頭、幼獣2頭)であったところ令和3年度は62頭(すべて成獣)でいずれも前年度実績を上回っている。なお、今年度の捕獲実績は8月末時点でイノシシが40頭(前年同月実績33頭)、ニホンジカが545頭(前年同月実績297頭)である。</p> <p>また、花巻市鳥獣被害対策実施隊員の確保のため、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限を5,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度は11件、令和3年度は14件の利用があったところであり、そのうち8人につきましては新たに花巻市鳥獣被害対策実施隊に加入していただいたところである。</p> <p>加えて、令和4年度の狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、去る9月4日に花巻市文化会館で試験が行われ、花巻市民15名が受験したことから、狩猟免許取得者の増加につながるものと期待している。</p> <p>次に農作物等を守る取組について、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、656万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っており、今年度は8月末現在で81件、1,097万4千円余りである。</p> <p>電気柵の設置に関しては、昨年度新たに任用した有害鳥獣対策アドバイザーが電気柵設置者への電気柵設置の方法や管理に関する指導を行うとともに、広範囲で電気柵を設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できることから、地域ぐるみの電気柵設置について希望する集落に設置方法を提案するなどの支援を行っている。</p> <p>併せて、有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に向き鳥獣被害対策に関する研修会を行うこととしており、7月15日に東和町小山田地区で、7月20日には石鳥谷町大瀬川地区で実施した。このような研修会の場に地元の猟友会の会員の方に同席していただき、地域の实情に応じた取組について話し合い、その内容を踏まえつつ必要な対応策を講じてまいりたいと考えている。</p> <p>また、草地や藪が害獣の移動ルートや餌場となっていることから、害獣を誘因する生ごみなど廃棄残渣の適切な処理や、畑での収穫後の放置野菜の除去のほか、例えば地域住民による多面的機能支払の取り組みとして周辺の草刈り等の実施など、地域内の環境整備に取り組んでいただきたい。</p> <p>今後においても、有効な対策についての情報収集に努めるとともに、農家の方々をはじめ市民の皆様のご協力をいただきながら、引き続きこれらの取組を実施し、被害の低減を図っていく。</p>
16	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農村林務課	有害鳥獣に対する対策について	里山が開発されたために、山に餌がなくなり民家に出てくるのだと思う。山の手入れをして、人里と動物の生息地の境をはっきりさせて、また山における動物の餌が増えれば出てこないのではないか。 また、空き家が増えてきて、そこに動物が住み着いている場合もあるので、空き家対策も必要である。	<p>【農林部長】</p> <p>ご指摘のとおり、里山と民家の境がなくなっている状況で、動物が出やすくなっていると思う。地域住民による農地環境保全の取り組みや、市でも森林環境譲与税を活用した有害鳥獣対策など、いろいろと研究しながら皆様と一緒に検討していきたい。</p> <p>国では、昨年度から、管理しきれない土地について計画的な植林をしてもいいという政策を打ち出している。</p> <p>また、市ではバイオマスを使った発電所を誘致し、隣接市では林業の合板工場もできており、山の整備も徐々に進んでくると思っている。</p> <p>【市長】</p> <p>空き家が増えていることについては、市では空き家対策として空き家バンクにより物件の斡旋などをしており、成果はあがっているが、空き家の増加が顕著である。</p> <p>里山整備は県で草刈り等で山林と人里を区別する事業を行っており、市でも森林環境譲与税を活用してこのような事業に補助しているが、市の施策により市全域での山林と人の住む場所を区別することは不可能である。国では、農地として使えないところに植林して林地化を図る制度を作ったが、農水省は農地を守ることに厳しく、認可の要件が厳しい。</p> <p>数年前まで、全国の専門家や環境省は、クマの数は増えていないが、人里と動物の生息地の境がなくなってきたり、クマが里に下りてきていると主張していたが、昨年度にクマ対策の会議で岩手県でクマの数が増えているのではないかと伺ったところ、環境省の方の語では北東北については増えているとのことであった。会議に参加した専門家はクマの場合、奥山の環境の良いところは成獣が縄張りとしており、奥山を縄張りしてできない数が増えている人間を恐れない若いクマが里に来ているとのことであった。新聞記事によると、宮城県では10年の間に600数十頭から3,800頭くらいまで増えているとのことである。増える原因は分からないが、やはり捕獲しなければならぬ。</p> <p>シカについて、花巻には元々シカはいなかったが、昨年の捕獲実績は1,600頭であり、それだけ増えているのでやはり捕獲しなければならぬ。以前は雪のない時期の捕獲頭数は少なかったが、補助金の増額をしたところ、多くのシカを捕獲していただけるようになった。</p> <p>イノシシについても花巻にはいなかった。里山が荒れたから増えたのではなく、温暖化とともに南から来ているので、里山整備や人里との境を区別することも必要だが、やはり捕獲しなければならぬというのが現実である。</p> <p>市としては、予算を確保し、できるだけ多く捕獲していただけるよう支援していく方針である。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
17	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農地の林地化(農地転用)について	新堀地区では、山の中で桑畑を作って農地にしていた所がある。すでに当時の組合は解散しており、所有者は農地を山林に戻したいと言っている。	中山間地域ではそのような事例が多くあり、特に水田だと土地改良区の経常賦課金が負担となり、農地転用(非農地化)を望む方が多い。 ただ、花巻市の場合は水田が約12,500ヘクタールで、そのうち4,500ヘクタール近くが米以外の農作物を作っている。そのような土地も水田ということで土地改良区に賦課金を支払っており、この賦課金がなくなると、土地改良区の経営がひっ迫する。 お話を聞いた桑畑など水田以外の土地も含めて、農地でなくする方法は2つあり、一つは、木が生い茂ってとても農地として使えなくなった場合である。もう一つは、林地として取り組む場合は国が制度を作って農地でなくすることができるようになった。ただし、農業委員会に対して国や県からの指導が厳しく、現時点では認定が難しい場合もあるが、困っている方も多くいるので、今後、市として国や県に働きかけていきたい。 今、食用米の全国の年間生産量は700万トン以下となっており、これは昭和20年代の日本と同じ数字である。当時の人口は7,000万人から8,000万人であったが、それでも飢餓状態であったことから、今の米の生産量で、海外から食料が入ってこない場合には、昭和20年代以上に飢えてしまうことになる。そのため農水省では、いざという時に食料、穀物を作れるような農地を確保しておきたいと考えており、その考えは正しいと思うが、農地を守るために農業者が苦しむのは間違っている。農地を守ることが重要であれば、農業者が苦しまないようにしっかりと支援するべきであるということをお聞きを我々は要望しており、今後も引き続き要望していきたい。